

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年9月30日（令和元年（行情）諮問第269号）

答申日：令和2年8月31日（令和2年度（行情）答申第236号）

事件名：「平成30年度 女性活躍加速化コース Q&A」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成30年度 女性活躍加速化コース Q&A」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の7欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年6月13日付け厚生労働省発雇均0613第2号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）本件対象文書は、審査請求人が行った「最新の「雇用関係助成金支給要領」搭載の各助成金に係る疑義解釈集，疑義照会，Q&Aなどに類する文書全部（厚生労働省ホームページに掲載されているものは除く。）」の開示請求に対して処分庁が開示決定を行った21件の文書のうち、不開示部分のあった4件中の1件である。

（2）法5条6号柱書き及びイの該当性について

処分庁は、原処分における不開示部分について、法5条6号柱書き及びイ該当を理由としているが、各々の「おそれ」は抽象的な可能性が認められるだけでは足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であるところ、「おそれ」について個別具体的に検討されたとは認め難い。

21件中17件には不開示条項該当性は認められておらず、該当性判断が偏っているのではないかとの印象がある。（中略）すべての助成金支給事務は、金銭給付事務の遂行であって、不正予防又は検査の事務を伴う一方で、厚生労働省ホームページ又は案内パンフレット等で支給に

関する要領及びQ & Aを公表しその広報に努めている。そうであるにもかかわらず、一部の助成金、一部の担当部局に係る文書のみ不開示条項該当性の判断が集中していることは看過できない。不開示情報該当性が認められない助成金に係る文書であっても、不正予防又は検査の事務には少なからず触れているのであるから、それらに比して本件対象文書の記載内容を開示することが、適正な事務の遂行を困難にする個別具体的な「おそれ」の特殊性が説明されなければならない。

行政決定は、恣意、独断を疑われるものであってはならないとする公正性原則は言うまでもないことである。（中略）

本件対象文書については、最右欄の全てを不開示情報該当としているが、「答（HPオープン版）」欄とあることから、最右欄には担当行政内部向けの「答」が記載されていると推測できる。行政内部向けの「答」全てを不開示としていることは、他の助成金に係る文書についての判断と著しく均衡を欠いていると言わざるを得ない。（中略）数値目標、取組目標に関する事例、支給対象とされるか否かの考え方等は公表情報にて積極的に公開されているのであるから、各項目についての事務の適正な遂行に支障を及ぼす「おそれ」については、個別具体的に検討されるべきである。（中略）

- (3) 以上のとおりであるから、不開示部分について法5条6号柱書き及びイの該当性は認められない。処分庁の主張には理由がなく、原処分は取り消されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成31年4月14日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき「「雇用関係助成金支給要領」搭載の各助成金に係る疑義解釈集、疑義照会、Q & Aなどに関する文書全部」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対する処分の一つとして、処分庁が本件対象文書について一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年7月1日付け（同月2日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象文書について、原処分における不開示部分のうち一部を開示することとし、その余の部分については不開示とすることが妥当であると考ええる。

3 理由

- (1) 開示請求に対する行政文書の特定について（略）
- (2) 不開示情報妥当性について

本件対象文書の一部には、都道府県労働局（以下「労働局」という。）職員が助成金（両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）をいう。以

下同じ。)の支給審査を行う際の着眼点となる事務処理方法が具体的に記載されており、これを公にすると、助成金の申請書類や確認書類の改ざん、隠蔽を図る等、適正な支給決定の実施を妨げる手段を講じ、助成金を不正に受給されるおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分は、現実に助成金の不正受給が発生した場合に、厚生労働省その他の国の機関が行う検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分における不開示部分のうち、別表の3欄に掲げる部分については、法5条6号柱書き及びイのいずれにも該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(2))において、「不開示とされた部分の開示を求める」旨主張しているが、不開示情報該当性については、上記(2)で述べたとおりであり、審査請求人の主張は認められない。

4 結論

以上のことから、本件審査請求については、原処分における不開示部分のうち上記3(3)に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和元年9月30日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月9日 | 審議 |
| ④ 令和2年8月4日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対する処分の一つとして、処分庁が、本件対象文書の一部につき法5条6号柱書き及びイに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示した上で、その余の部分(別表の5欄に掲げる部分)については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、

本件対象文書を見分した結果を踏まえ、以下、別表の5欄に掲げる部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書は、具体的には、「雇用関係助成金支給要領」搭載の各助成金のうち、両立支援等助成金の女性活躍加速化コースについての質問事項とそれに対する二種類の回答（公に示す回答及び労働局職員向けの内部回答）を一覧表形式で取りまとめた文書である。

本件対象文書は、「通しNo.」、「オープン版の通しNo.」、「支給要領の項目」、「問」、「答（HPオープン版）」及び「答（労働局内限）」の各欄で構成されている。原処分においては、「問」及び「答（労働局内限）」の各欄の一部が不開示とされ、その余は全て開示されている。

(1) 開示すべき部分（別表の7欄に掲げる部分）について

通番1、通番2及び通番7は、原処分において開示されている部分から推認できる内容であり、助成金の支給審査を行う際の着眼点となる事務処理方法が具体的に記載されているとは認められない。

このため、当該部分を開示しても適正な支給決定の実施を妨げる手段を講じ、助成金を不正に受給されるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の7欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 通番1ないし通番7、通番10及び通番11について

当該部分のうち、通番3、通番5、通番6及び通番10（通しNo.45に限る。）には、当該助成金の支給を受けるための目標設定や支給対象の可否についての問及びそれに対応する労働局内向けの答が記載されている。このため、これを公にすると、助成金を不正に受給しようとする一部の者が申請書類や確認書類の改ざんや隠蔽を図るなど、助成金の支給に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、当該部分のその余の部分には、助成金の支給に係る具体的な審査基準や着眼点、事務処理方法等についての問及びそれに対応する労働局内向けの答が記載されている。このため、これを公にすると、上記同様、助成金の支給に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 通番8及び通番9について

当該部分には、助成金の支給に係る具体的な審査基準や着眼点、事務処理方法等についての問及びそれに対応する労働局内向けの答が記

載されている。

このため、これを公にすると、助成金を不正に受給しようとする一部の者が申請書類や確認書類の改ざんや隠蔽を図るなど、助成金の支給に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の7欄に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表

1 文書名	2 頁	3 諮問庁で新たに 開示する部分	4 通番	5 不開示を維持 する部分	6 法 5条各 号該当 性	7 5欄の うち開示す べき部分
平成 30 年度 女性 活躍 加速 化コ ース Q& A	1	項目欄の最右欄，通しNo. 1及びNo. 2の最右欄，通しNo. 3の問欄及び最右欄，通しNo. 4の最右欄	1	通しNo. 5の最右欄	6号柱 書き	通しNo. 5の最右欄 1行目1文字目ないし 3行目8文字目
	2	項目欄の最右欄，通しNo. 6，No. 7及びNo. 10の最右欄	2	通しNo. 8及びNo. 9の最右欄	6号柱 書き	通しNo. 8の最右欄 1行目及び 2行目
	3	項目欄の最右欄，通しNo. 11ないしNo. 15の最右欄	—	なし	—	—
	4	項目欄の最右欄，通しNo. 17の最右欄	3	通しNo. 16，No. 18及びNo. 19の問欄及び最右欄	6号柱 書き	—
	5	項目欄の最右欄，通しNo. 20の最右欄2行目1行目ないし3行目10文字目，通しNo. 21の最右欄，通しNo. 22の再右欄1行目ないし4行目8文字目，通しNo. 23の最右欄	4	通しNo. 20及びNo. 22の最右欄（3欄に掲げる部分を除く。）	6号柱 書き	—
	6	項目欄の最右欄，通しNo. 25及びNo. 26の最右欄	5	通しNo. 24の問欄及び最右欄	6号柱 書き	—

7	項目欄の最右欄，通しNo. 31の最右欄	6	通しNo. 27ないしNo. 30の最右欄	6号柱書き	—
8	項目欄の最右欄，通しNo. 32及びNo. 33の最右欄，通しNo. 34の最右欄1行目1文字目ないし19文字目，通しNo. 35の最右欄	7	通しNo. 34の最右欄（3欄に掲げる部分を除く。）及びNo. 36の最右欄	6号柱書き	通しNo. 36の最右欄
9	項目欄の最右欄，通しNo. 40の最右欄	8	通しNo. 37ないしNo. 39の最右欄	6号柱書き及びイ	—
10	項目欄の最右欄，通しNo. 43及びNo. 44の最右欄	9	通しNo. 41の問欄及び最右欄，No. 42の最右欄	6号柱書き及びイ	—
11	項目欄の最右欄，通しNo. 49の最右欄1行目ないし2行目 <u>10文字目</u>	10	通しNo. 45及びNo. 47の問欄並びにNo. 45ないしNo. 50の最右欄（3欄に掲げる部分を除く。）	6号柱書き	—
12	項目欄の最右欄，通しNo. 52の最右欄	11	通しNo. 51の最右欄	6号柱書き	—
13	項目欄の最右欄，通しNo. 53及びNo. 54の最右欄	—	なし	—	—

(注) 理由説明書・別表の下線部に誤りがあったため，当審査会事務局において訂正した。また，5欄については，本件対象文書を見分した結果を踏まえ，当審査会事務局において整理した。